

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が平成30年4月12日にした、処分庁による平成30年2月20日付けの審査請求人に対する尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により行った保有個人情報部分開示決定に関する処分に係る審査請求（平成30年度審査請求第1号）について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件審査請求に係る保有個人情報部分開示決定のうち、「コアメンバー会議記録（D-2）」の「対応方針の決定」の一部分及び「終結・終了シート」の「終結とした根拠」の一部分を不開示とした部分を取り消す。
- 2 その余の部分に係る審査請求については、これを棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成30年2月5日、条例第12条及び第13条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、同日付けの保有個人情報開示請求書を提出して、平成29年12月25日に処分庁が審査請求人から受けた通報の内容を記録した相談・通報等受付シート及び当該通報に関するその後の経過を記録した書類（以下「本件開示請求文書」という。）に記載されている保有個人情報で審査請求人に係るものの開示を請求した。
- 2 処分庁は、本件開示請求文書として、審査請求人が生活支援員としてその業務に従事する法人（以下「本件法人」という。）が運営する施設で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助に係る障害福祉サービス（同条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び障害福祉サービス以外のサービスを提供するもの（以下「本件施設」という。）において、その利用者である障害者に対する虐待又はその疑いが生じている旨の審査請求人から尼崎市に対する通報（以下「本件通報」という。）の内容が記載された書類及び尼崎市の担当

職員が本件通報に係る事実について調査した内容等が記載された書類（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

- 3 処分庁は、平成30年2月20日、本件対象文書に記載された情報のうち、審査請求人以外の個人（本市の職員のうち課長級以上の職にある者を除く。）の氏名（以下「本件個人情報」という。）については条例第14条第3号に掲げる情報に該当するとして、本件施設で行われる内職や工場作業に従事した際に支給される金銭の額（以下「工賃等の額」という。）、本件施設における虐待の有無の判定に関する情報及び当該虐待の有無に関する審査請求人又は本件施設の職員の発言内容（以下「虐待関連情報」という。）等（以下これらを「本件法人情報」という。）については条例第14条第4号アに掲げる情報に該当するとして、本件通報に係る障害者に対する障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定（以下「支給決定」という。）を行っている他の地方公共団体の名称、尼崎市と当該他の地方公共団体との間の協議内容及び本件通報に係る調査内容に関する情報（以下これらを「本件事務事業支障情報」という。）については条例第14条第7号に掲げる情報に該当するとして、本件個人情報、本件法人情報及び本件事務事業支障情報（以下「本件不開示情報」という。）を除いた部分を開示する旨の本件処分を行い、その旨を保有個人情報部分開示決定通知書により審査請求人に通知し、同日、本件対象文書について本件不開示情報に係る部分を黒く塗って見ることができないようにしたものの写しを審査請求人に交付した。
- 4 審査請求人は、平成30年4月12日、本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分により開示された保有個人情報が部分開示のため、審査請求人が知りたい内容が明らかにされなかったことから、部分開示の決定を開示の決定にすることを求めている。

2 処分庁の主張

- (1) 開示請求があった場合の個人情報の処遇については、個人の権利利益を十分に保護するため、条例第14条第3号アからウまでのいずれかに該当する場合を除き、不開示とされており、本件対象文書に記載された情報のうち審査請求人以外の個人の氏名にあっては、特定の個人が識別される情報であるため、条例第14条第3号本文に該当する。
- (2) 尼崎市総務局人事管理部行政管理課は、毎年度、各部局における課長級以上の職員の氏名及び職を記載した「尼崎市の組織」という名称の冊子を作成しており、当該冊子は、尼崎市市政情報センター等において閲覧可能とされ、何人に対しても公開されており、課長級以上の職員の氏名については、慣行として開示請求者が知ることができる情報といえ、条例第14条第3号アに該当するが、当該冊子に掲載されていない課長補佐級以下の職員の氏名については、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、同号アには該当しない。また、本件個人情報は、条例第14条第3号イ又はウにも該当しないため、同号ただし書には該当しない。
- (3) 条例第14条第4号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

とは、生産技術上のノウハウ、取引、金融、経営上の秘密等が開示されることにより、法人等の事業活動上保護されるべき権利や公正な競争の原理を侵害するおそれがある情報、事業者等に対する名誉侵害、社会的評価の低下につながるおそれがある情報を指す。

工賃等の額については、本件施設における従業員への処遇状況、本件法人の経営状況等を推知することができる情報であって、これらは本件法人の営業上の秘密として保護すべきものであるため、これを開示することは、本件法人の競争上の地位を害するおそれがあるといえる。また、虐待関連情報については、これらが開示されることにより、虐待があったか否かにかかわらず、あたかも本件施設内で障害者への虐待が行われたかのような印象を与える可能性があり、本件法人の社会的評価の低下につながるおそれがあることから、これを開示することは本件法人の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、本件法人情報については、条例第14条第4号アに該当するため、同号本文に該当する。

- (4) 条例第14条第4号ただし書で「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」が不開示情報から除外されたのは、一般に保護されるべき法人等に関する情報であっても、個人の生命、健康、生活又は財産（以下「生命等」という。）を保護する利益がその情報を開示しないことにより保護される利益より上回る場合、当該法人等に関する情報を開示しても当該個人の生命等を保護すべき公益上の必要があるからであるところ、本件処分の際には、本件施設において虐待があるとは判定されておらず、本件施設の利用者の生命等に具体的に危害が与えられていなかったし、今後その危害が与えられる蓋然性があるとまではいえず、個人の生命等を保護する利益が本件法人情報を保護する利益より上回るとはいえない。

したがって、本件法人情報は、条例第14条第4号ただし書には該当しない。

- (5) 条例第14条第7号が不開示としている情報（以下「事務事業情報」という。）は、個人の権利利益を保護するため、一般に保有個人情報が開示請求を行った者に開示されるべきものであるとしても、事務事業情報を開示することによる支障を防止する利益が、当該保有個人情報を開示することにより開示請求を行った者が得られる利益より上回る場合、当該行政目的の実現のために当該情報を不開示にすべき必要があるからである。

障害者への虐待又はその疑いが生じた場合の障害者虐待防止法に基づく対応（以下「虐待防止業務」という。）については、その性質上、適切かつ慎重に行われなければならない、障害者虐待防止法に基づく関係行政機関の調査その他の対応の内容を明らかにすることは、虐待防止業務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があるといえる。また、虐待防止業務が、関係行政機関相互の信頼関係を前提とした関係行政機関の協力によって得られた情報を基にその適正な遂行が確保されるものであるところ、関係行政機関から得られた情報が第三者に開示されるならば、今後処分庁が行う調査において、虐待を行ったとされる者からの苦情を受けること等を嫌って関係行政機関が正確な事実や率直な意見を当職に伝達することをためらうことにより、真相究明が困難になり、もって虐待に係る障害者の救済及び障害者に対する虐待の防止を図ることが困難になる可能性が高い。

したがって、本件事務事業支障情報は、その開示が虐待防止業務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があるため、条例第14条第7号に該当する。

理 由

1 条例第14条第3号の該当性について

条例第14条第3号本文は、「開示請求者以外の個人情報であつて、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を、開示義務の対象から除外しており、本件対象文書にある本件個人情報は、非開示とされるべきである。

また、公務員の氏名も、公務員の私生活における個人識別のための基本情報としての性格を有していることから、同号の個人情報に該当して非開示とし、同号アの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する場合は公開されるという処分庁の解釈も、違法又は妥当でないとはいえない。

したがって、本件個人情報は、同号本文に該当し、また処分庁が、尼崎市総務局人事管理部行政管理課で毎年度作成される、各部局における事務分掌並びに課長級以上の職員の氏名及び職を記載した「尼崎市の組織」の冊子に掲載されていない課長補佐級以下の職員の氏名が、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないとして、同号アに該当しないとした処分も、違法又は妥当でないとはいえない。

また、本件個人情報が、その他に同号イ又はウに該当せず、同号ただし書に該当するとは考えられない。

2 条例第14条4号の該当性について

条例第14条4号は、同条柱書の定める原則開示の例外として、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示とし、同号ただし書では、法人等に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、常に開示が義務づけられる。この公にすることが必要であるか否かは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等の権利や利益との比較衡量をすることによって判断される。

この点、工賃等の額は、法人の人事や労務管理のノウハウに関する部分である可能性が高く、法人の内部情報として秘密にしておくこと、自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない権利を有しているといえる。一方、これを開示することが、人の生命、健康、生活又は財産を保護することに直接つながるとは認められない。かえって、開示すれば、本件施設で内職や作業に従事した者のプライバシーが明らかになってしまう。したがって、工賃等の額は、同号アに該当し、同号ただし書にも当たらないから、非開示とされるべきである。

次に、虐待関連情報については、処分庁が主張するとおり、これが開示されることにより、虐待があったか否かにかかわらず、本件施設内で障害者への虐待が行われた印象を与える可能性があり、本件法人の社会的評価の低下につながるおそれがある。したがって、虐待関連情報のうち、当該虐待の有無に関する審査請求人又は本件施設の職員の発言内容については、同号アに該当するというべきである。

しかし、本件対象文書のうち、「コアメンバー会議記録（D-2）」の「対応方針の決定」の黒塗り部分及び「終結・終了シート」の「終結とした根拠」の黒塗り部分は、これを開示することで、本件法人の社会的評価の低下が生じ、本件法人等の利益が害される相当の蓋然性は認められない。仮に、この記載により虐待が行われたという印象を受ける者があったとしても、この程度の抽象的なおそれは、その他の開示部分により本件通報の事実が既に知られている以上、既にこの程度の社会的評価の低下のおそれは生じているといえ、上記部分の開示によって新たに本件法人の利益が害されるとは考えられないため、条例第14条第4号アには該当しない。

3 条例第14条第7号の該当性について

条例第14条第7号は、尼崎市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、同号アからエまでに掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示情報としての要件を定めている。

ただし、上記の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

この点において、障害者への虐待又はその疑いに係る通報に対する関係行政機関の調査その他の対応についての情報を開示することにより、現に当該通報に係る虐待を行っている者が、当該虐待の存在をうかがわせる事実を隠蔽等する可能性はある。また、虐待防止業務が、関係行政機関相互の信頼関係を前提とし、その協力によって行われるものであるところ、このようにして得られた情報が第三者に開示されるのであれば、その後の虐待防止業務の遂行に関係行政機関の協力が得られなくなり、事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることも想定できる。

したがって、関係行政機関によって行われた当該虐待の有無に関する審査請求人、障害者又は本件施設の職員の発言内容等の調査結果の具体的な内容についての情報については、開示により生じる上記の支障の程度は、法的保護に値する蓋然性が認められる。

しかし、本件通報に係る障害者に対する支給決定を行っている他の地方公共団体の名称や組織名、本件対象文書のうち、「コアメンバー会議記録（D-2）」の「対応方針の決定」の黒塗り部分及び「終結・終了シート」の「終結とした根拠」の黒塗り部分については、この程度の情報で、その後の虐待防止業務の遂行に関係行政機関の協力が得られなくなるとは考えられず、開示により当該事務又は事業の遂行に法的保護に値する程度の具体的な支障が生じるとは考えられないため、条例第14条第7号には該当しない。

4 不開示部分と理由の対応関係

本件部分開示決定通知書をみると、「(開示しない部分)」として、開示請求者以外の個人情報、法人等情報、事務事業情報、開示しない「(理由)」として、当該部分は、条例第14条第3、4、7号に該当するためと記載するだけで、本件通報の内容が記載された書類及び尼崎市の担当職員が本件通報に係る事実について調査した内容等が記載された書類（以下「本件対象文書」という。）の審査請求人以外の個人の氏名以外の各不開示部分が上記のいずれの情報、理由に該当するのか、また、上記各号に該当すると判断した具体的理由についても示されていない。このような理由付記は適切さを欠くものであると言わざるを得ず、処分庁においては、今後の対応において留意すべきである。

5 小括

以上のとおり、本件審査請求には、本件通報に係る障害者に対する支給決定を行っている他の

地方公共団体の名称や本件対象文書のうち、「コアメンバー会議記録（D-2）」の「対応方針の決定」の黒塗り部分及び「終結・終了シート」の「終結とした根拠」の黒塗り部分を不開示とした点について理由がある。

6 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

7 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年11月30日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。